

会 議 録

会議名	平成21年度第2回小金井市小口事業資金融資審議会		
事務局	市民部経済課産業振興係		
開催日時	平成22年2月2日(火) 午前10時00分～午前12時00分		
開催場所	小金井市商工会館3階市民会館萌え木ホールB会議室		
出席者	委員	石井忠史、柿崎久実恵、小林貢、磯貝正、石垣将樹	
	その他	なし	
	事務局	川合修 経済課長 井出信綱 産業振興係主任 坂本守 産業振興係員	
傍聴の可否	可・不可・(一部不可)	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由	法人及び事業を営む個人の信用情報が含まれているため (小金井市情報公開条例第5条第1項第3号)		
会議次第	別紙のとおり		
会議結果	別紙「審議経過」のとおり		
提出資料	別紙のとおり		
その他	なし		

平成21年度 第2回小金井市小口事業資金融資審議会 会議次第

日 時：平成22年2月2日（火）

午前10時00分～午前12時00分

場 所：小金井市商工会館3階

市民会館萌え木ホールB会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 平成21年度融資あっせん・実行状況について
- (2) 平成22年度経営安定化緊急資金の取扱いについて
- (3) 緊急保証制度について
- (4) その他

3 閉 会

配布資料

資料1 平成21年度あっせん・実行状況集計表

資料2 小口事業資金融資あっせん申込件数月別集計表（全額補助対象）

資料3 平成22年度経営安定化緊急資金の取扱いについて

資料4 緊急保証制度について

1 開 会

経済課長が開会の宣言を行った。

本日、委員定数6名のところ委員1名の欠席の連絡があったが、他の5名の委員は全員出席し過半数を得ているため、小口事業資金あっせん条例施行規則第5条に基づき、平成21年度第2回小金井市小口事業資金融資審議会会議が成立していることを報告し、議事進行は会長にお願いした。

2 議 事

(1) 平成21年度融資あっせん・実行状況について

事務局： 別添資料1を基に、平成21年1月31日現在の平成21年度の申込状況について資金種別、業種別、経営組織別等の件数とあっせん実行件数の説明報告を行い、別添資料2を基に、緊急時限措置として行っている運転資金と経営安定化緊急資金に係る保証料の全額補助対象の件数と申込金額について説明を行った。

質疑応答は以下の通り。

委 員： 市内を歩いていると廃業や空き店舗をよく見かけるが、市内での廃業件数を把握しているか。

事務局： 倒産件数については、国や東京都からの情報提供で、ある程度把握しているが、小規模な廃業数について具体的な数字は把握していない。

委 員： 平成21年12月の申込件数が5件と極端に少ないが、事務局としてはどう見ているか。

事務局： 平成21年11月15日号の市報に年末資金の融資申込に向けて市の制度融資の案内を掲載したが、申込件数は少なかった。ひとつには、昨年度の申込み件数が多かったので、資金が一通り行き渡ったのではないかと考える。もうひとつには、現在、国の緊急保証制度での資金調達をする事業者が多いので、そちらにも申込が分散されていったのではないかと考える。

委 員： 申込件数の減少について、返済の見込みが無くても借りたくても返せない事業者が中にはいるように思う。

委員： 辞退件数が9件あるが、これは事務局の段階で辞退させているのか。

事務局： 事務局で辞退させることはない。市の審査は小金井市の制度融資の申込要件に該当するかどうかの要件の審査をするのみで、返済能力等の融資審査は行わない。保証をするかどうかの審査を信用保証協会で行って、融資をするかどうかの審査を金融機関で行う。取り下げ9件の内訳は4件が自己都合での取り下げで、5件は市からのあっせん書を金融機関に持ち込んだものの、財務内容等の理由から難色を示されたため、取り下げとなったものである。なお、否決の5件は全て保証協会の審査段階で否決されたものである。

委員： 市の制度融資の返済途中で、再度の融資申込みを行う場合の要件はどうなっているのか。

事務局： 市の受付段階では、既存融資の各々の残高が3分の1以上償還されていれば、次の融資の申込みを可能としている。保証協会や金融機関の実行段階では、既存融資含めた新規融資の返済能力等が審査される。

事務局： 前回の審議会で議題として取り上げた、連帯保証人要件の緩和、金融機関要件の緩和、運転資金と経営安定化緊急資金に係る信用保証料全額補助の延長については、審議会でもいただいたご意見をもとに現行の規定を見直し、改正の必要がある部分については、平成22年第1回定例会に提案すべく調整中である。

（2）平成22年度経営安定化緊急資金の取扱いについて

事務局： 別添資料3を基に経営安定化緊急資金融資あっせん制度の1年間延長と、前回の審議会でも委員から意見のあった長期間申込みのない対象要件③を削除したい旨の提案を行った。

質疑応答は以下の通り。

委員： 事務局からの提案について、対象要件③を削除しても、対象要件①で吸収できるので、事務局からの提案に賛成である。各委員の意見を聞きたい。

各委員： 事務局の提案に賛成である。

委員： 出席者全員の賛成が得られたので、審議会として議題（2）については同意することとする。

（3）緊急保証制度について

事務局： 別添資料4を基に、緊急保証制度の概要と小金井市における平成22年1月末現在の認定申請件数等について説明した。

質疑応答は以下の通り。

委員： 「保証」とはどういうものか。

事務局： 債務者が債務を返済できない場合に、債務者に代わって債務を金融機関へ弁済することで、保証協会がその役割を担っている。

委員： 保証限度額が融資限度額とみてよいか。

事務局： その通りだが、当然、融資限度額まで誰もが借りられるわけではなく、その事業者の事業規模に見合った金額が実際の融資限度額になるかと思う。

委員： 信用保証料は誰が負担するのか。

事務局： 融資申込者自身が負担するものである。緊急保証制度については東京都の制度融資を利用すれば2分の1の補助が受けられる。

委員： 東京都の保証料補助はどのように受けられるのか。

事務局： 東京都の緊急保証制度に対応した制度融資で申し込めば、保証承諾の時に2分の1になった金額が初めから保証料としてかかる。

（4）その他

事務局： 特に事務局としては用意していないが各委員の方から何かあれば伺いたい。

各委員： 特になし

3 閉会

※ 各議題の資料については図書館本館、情報公開コーナー（小金井市役所第二庁舎六階）にて閲覧できます。